

目次

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 | 趣旨 | 1 |
| 2 | メタボリックシンドロームに着目する意義 | 1 |
| 3 | 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方 | 1 |
| 4 | 計画の性格と位置づけ | 1 |
| 5 | 計画の期間 | 2 |
| 第2章 | 葉山町の現状 | 3 |
| 1 | 人口、国民健康保険加入者の状況 | 3 |
| 2 | 国民健康保険加入者の疾病の状況 | 5 |
| 3 | 特定健康診査等の実施状況 | 8 |
| 第3章 | 計画の達成目標 | 10 |
| 1 | 目標値の設定 | 10 |
| 2 | 対象者数（推計値） | 10 |
| 第4章 | 特定健康診査等の実施方法 | 12 |
| 1 | 特定健康診査 | 12 |
| 2 | 特定保健指導 | 14 |
| 第5章 | 個人情報の保護 | 17 |
| 1 | 個人情報の保護 | 17 |
| 2 | 記録の保存 | 17 |
| 第6章 | 計画の公表、周知 | 17 |
| 1 | 計画の公表 | 17 |
| 2 | 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法 | 17 |
| 第7章 | 計画の評価及び見直しの方法 | 18 |
| 第8章 | その他 | 18 |

第1章 計画の策定にあたって

1 趣旨

急速な高齢化や環境の変化により、高齢者の生活習慣病による受診率が徐々に増加していること、生活習慣病が死亡原因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も、国民医療費の約3分の1を占めていること等を背景として、生活習慣病対策が必要とされています。

こうしたことから、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられました。

葉山町では、平成20年3月に5年を1期とする「葉山町特定健康診査等実施計画」を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の取組みを行って参りました。

平成24年度で第1期計画の計画期間が終了することに伴い、これまで実施してきた特定健康診査・特定保健指導の状況や関連する医療費の状況を分析し、葉山町における特定健康診査対象者の特徴を把握した上で、第2期実施計画を策定します。

2 メタボリックシンドロームに着目する意義

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常、高血糖、血圧高値のうち2つ以上あわせもった状態をいいます。それぞれの危険因子がまだ病気でない軽い状態であっても、重なることで、命にかかわる虚血性心疾患や脳血管疾患を引き起こすリスクが高くなります。メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食生活など、生活習慣の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能となります。

3 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする人を的確に選び出すために行うものです。

一人ひとりの被保険者が特定健康診査の受診をきっかけとして、自分の健康状態を把握し、健康の維持・増進に役立てるために実施します。

4 計画の性格と位置づけ

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条に基づく法定計画で、葉山町総合計画を踏まえるとともに、「葉山町健康増進計画・食育推進計画」など関連する諸計画と整合性を図り策定するものです。

5 計画の期間

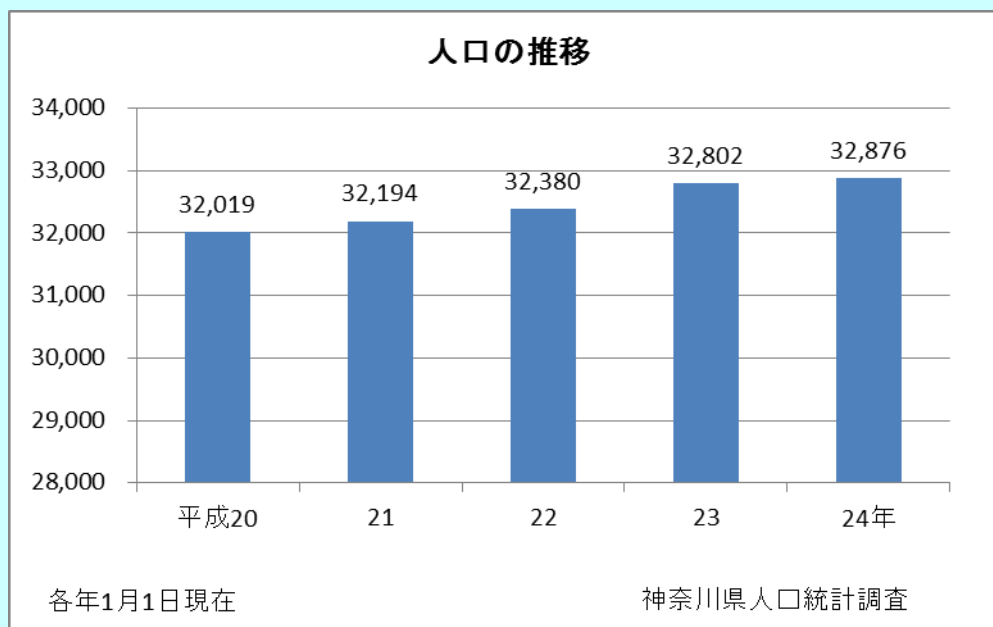
計画の策定期間は5年を1期としており、本計画は、平成25年度から平成29年度までの5か年計画です。

第2章 葉山町の現状

1 人口、国民健康保険加入者の状況

(1) 人口の推移

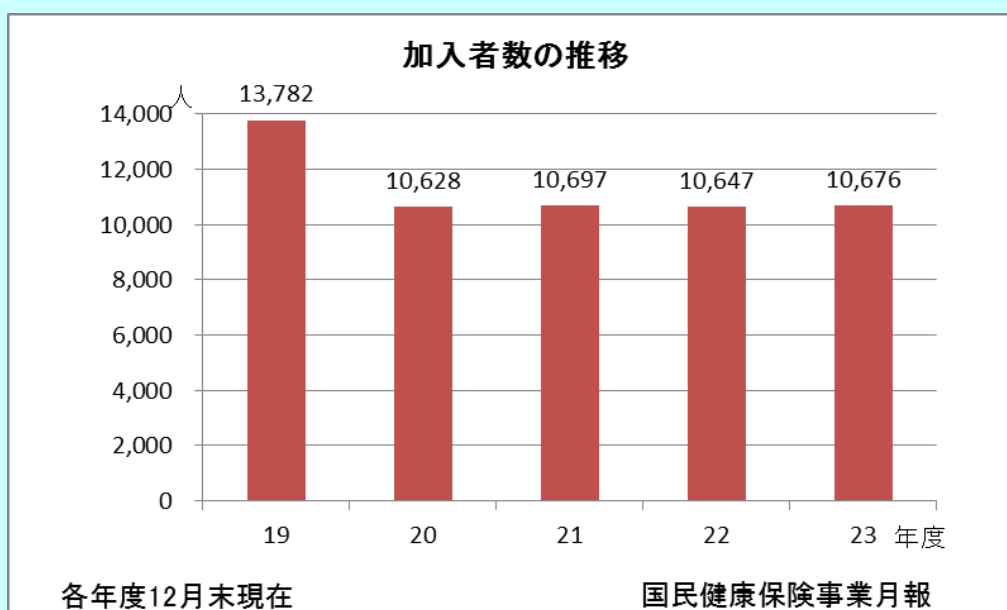
本町の人口は増加を続け、平成 24 年 1 月 1 日現在 32,876 人となっています。



(2) 国民健康保険加入者数の推移

平成 20 年 4 月に 75 歳以上が後期高齢者医療制度へ移行したため、平成 20 年度は前年度に比べ大きく減少していますが、平成 20 年度以降は横ばい傾向となっています。

また、平成 23 年度における総人口に占める加入者割合は、32.5%となっています。



(3) 年齢別人口構成と国民健康保険加入者数

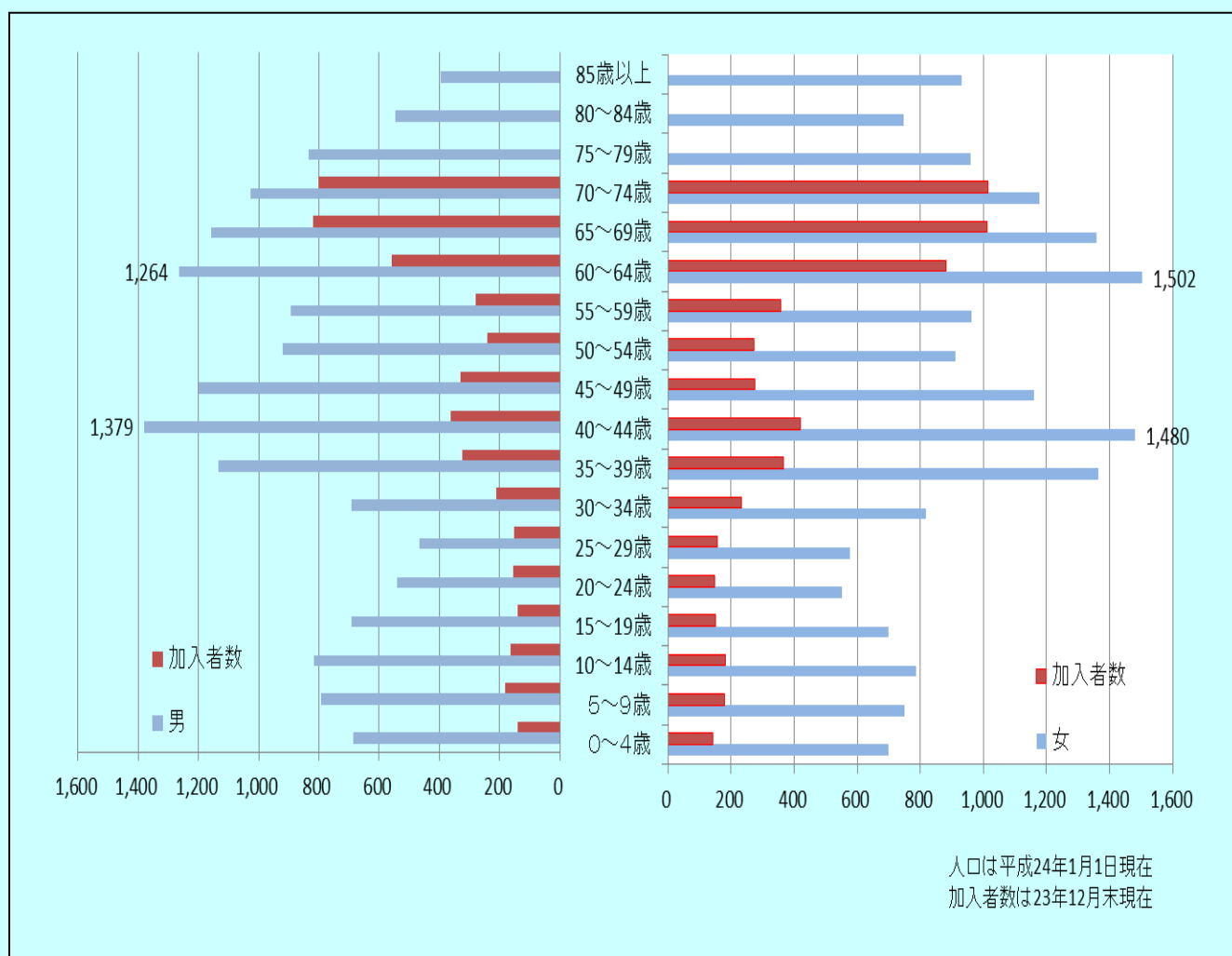
年齢別の人口構成は、第2次ベビーブームの影響で40歳代前半が最も多く、次いで60歳代前半の団塊の世代となっています。

65歳以上の人口は、9,134人で全体の27.8%を占め、神奈川県 averages (20.7%) や全国平均 (23.4%) に比べ、その割合が高くなっています。

国民健康保険の加入者数のうち特定健康診査の対象となる40歳から74歳の加入者数は7,623人で、加入者全体の71.6%を占めています。

また、年齢別人口における加入割合は、60歳以降に大きく上昇し、60歳から64歳では52%、65歳から69歳では72.9%、70歳から74歳では82.3%となっています。

年齢別人口と国民健康保険加入者数



2 国民健康保険加入者の疾病の状況

(1) 疾病の状況

本町における疾病の傾向は、0歳～39歳までは呼吸器系の疾患、40歳～59歳においては消化器系の疾患が多く、60歳以上になると循環器系の疾患が急増しています。

葉山町における疾病別レセプト件数(平成24年1月～11月)

単位:件

| 区分 | 0～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 合計 |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 17,467 | 7,892 | 8,547 | 14,986 | 22,256 | 27,147 | 98,295 |
| 感染症及び寄生虫症 | 634 | 200 | 178 | 332 | 387 | 436 | 2,167 |
| 新生物 | 246 | 291 | 311 | 584 | 949 | 1,134 | 3,515 |
| 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 | 91 | 42 | 9 | 38 | 53 | 77 | 310 |
| 内分泌,栄養及び代謝疾患 | 294 | 332 | 770 | 1,525 | 2,129 | 2,636 | 7,686 |
| 精神及び行動の障害 | 1,043 | 970 | 605 | 609 | 645 | 585 | 4,457 |
| 神経系の疾患 | 268 | 229 | 227 | 340 | 561 | 668 | 2,293 |
| 眼及び付属器の疾患 | 1,008 | 374 | 436 | 786 | 1,106 | 1,549 | 5,259 |
| 耳及び乳様突起の疾患 | 356 | 80 | 57 | 185 | 237 | 302 | 1,217 |
| 循環器系の疾患 | 173 | 251 | 883 | 2,393 | 4,390 | 5,102 | 13,192 |
| 呼吸器系の疾患 | 4,094 | 833 | 656 | 854 | 1,121 | 1,364 | 8,922 |
| 消化器系の疾患 | 2,934 | 1,419 | 1,473 | 2,349 | 3,172 | 3,648 | 14,995 |
| 消化器系の疾患のうち歯周病及び歯周疾患、その他の歯及び歯の支持組織の障害 | 1,793 | 997 | 833 | 1,360 | 1,739 | 1,989 | 8,711 |
| 皮膚及び皮下組織の疾患 | 1,471 | 397 | 307 | 499 | 553 | 745 | 3,972 |
| 筋骨格系及び結合組織の疾患 | 361 | 383 | 573 | 1,015 | 1,771 | 2,507 | 6,610 |
| 腎尿路生殖器系の疾患 | 426 | 267 | 276 | 383 | 647 | 674 | 2,673 |
| 妊娠,分娩及び産じょく | 72 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 86 |
| 周産期に発生した病態 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| 先天奇形,変形及び染色体異常 | 144 | 28 | 11 | 19 | 12 | 21 | 235 |
| 症状,徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの | 262 | 103 | 127 | 198 | 326 | 386 | 1,402 |
| 損傷,中毒及びその他の外因の影響 | 3,564 | 1,679 | 1,648 | 2,877 | 4,197 | 5,313 | 19,278 |

神奈川県国民健康保険団体連合会

*レセプト 患者が受けた診療について、病院、診療所など医療機関が、健保組合などの公的医療保険の運営者に請求する医療費の明細書のことで、診療や処方した薬の費用が記載されています。

(2) メタボリックシンドロームに関わりの深い疾病の状況

メタボリックシンドロームに関わりの深い疾患である糖尿病、高血圧性疾患、虚血性心疾患、脳梗塞、脳動脈硬化(症)、動脈硬化(症)、腎不全等の疾患については、50歳以上から高血圧性疾患、脳梗塞等の疾病で受診する方が増え、60歳以上になると動脈硬化(症)の疾病で受診する方も徐々に増加しています。

メタボリックシンドロームに関わりの深い疾病レセプト数(平成24年1月～11月) 単位:件

| 区分 | 39歳以下 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 糖尿病 | 24 | 109 | 355 | 681 | 914 | 1,332 | 3,415 |
| 高血圧性疾患 | 67 | 136 | 608 | 1,760 | 3,000 | 3,348 | 8,919 |
| 虚血性心疾患 | 4 | 24 | 119 | 211 | 567 | 668 | 1,593 |
| 脳梗塞 | 6 | 17 | 29 | 109 | 252 | 315 | 728 |
| 脳動脈硬化(症) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 5 |
| 動脈硬化(症) | 5 | 0 | 0 | 7 | 16 | 37 | 65 |
| 腎不全 | 25 | 16 | 27 | 80 | 130 | 96 | 374 |

神奈川県国民健康保険団体連合会

メタボリックシンドロームに関わりの深い疾病のレセプト1件当たりの医療費(平成24年1月～11月) 単位:円

| 区分 | 39歳以下 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 全年齢 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 糖尿病 | 38,227 | 31,865 | 15,339 | 17,763 | 17,894 | 19,670 | 18,884 |
| 高血圧性疾患 | 9,989 | 8,772 | 8,314 | 9,469 | 10,407 | 10,028 | 9,909 |
| 虚血性心疾患 | 8,863 | 151,670 | 65,710 | 55,453 | 54,060 | 40,852 | 50,933 |
| 脳梗塞 | 16,172 | 6,377 | 49,714 | 71,419 | 47,220 | 36,131 | 44,935 |
| 脳動脈硬化(症) | 0 | 0 | 0 | 6,200 | 0 | 9,200 | 8,600 |
| 動脈硬化(症) | 1,508 | 0 | 0 | 6,210 | 238,217 | 100,931 | 116,876 |
| 腎不全 | 403,456 | 423,871 | 313,363 | 205,851 | 265,580 | 259,177 | 270,598 |

神奈川県国民健康保険団体連合会

※ 医療点数をレセプト数で除したもの

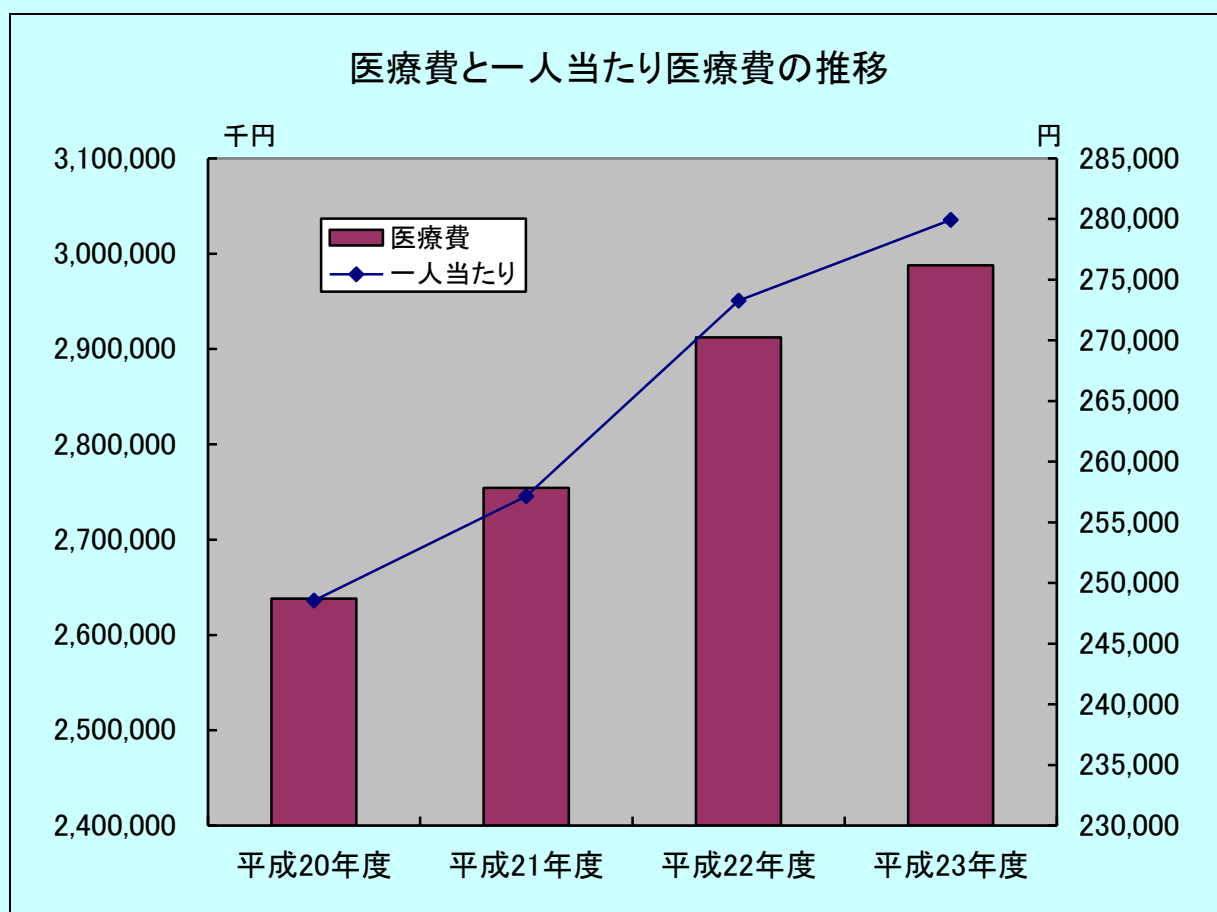
(3) 医療費と一人当たり医療費の推移

葉山町国民健康保険における、平成23年度の医療費は2,987,935千円で、被保険者一人当たりの医療費は279,926円となっており、平成20年度と比べて医療費、一人当たり医療費とも上昇しています。

医療費と一人当たり医療費の推移

| 年度 | 医療費 | 被保険者数(平均) | 一人当たり医療費 |
|--------|-------------|-----------|----------|
| 平成20年度 | 2,638,282千円 | 10,614人 | 248,566円 |
| 平成21年度 | 2,754,508千円 | 10,711人 | 257,166円 |
| 平成22年度 | 2,912,232千円 | 10,656人 | 273,295円 |
| 平成23年度 | 2,987,935千円 | 10,674人 | 279,926円 |

国民健康保険事業状況報告書



3 特定健康診査等の実施状況

(1) 特定健康診査の実施率

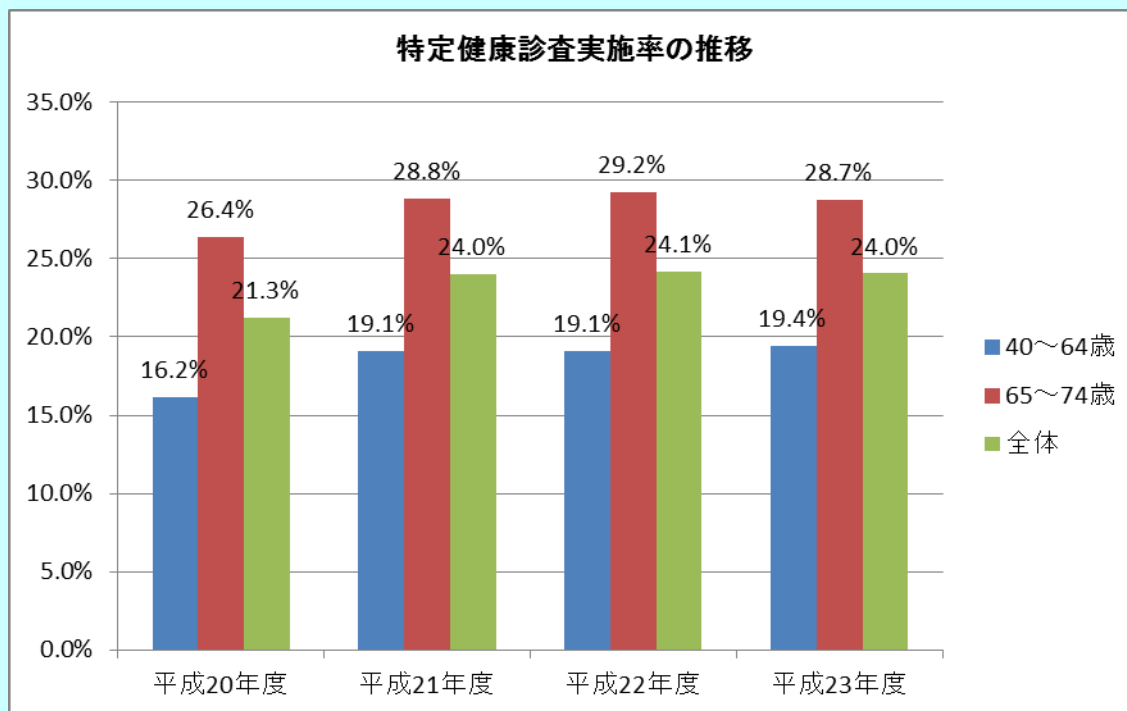
平成20年度から平成23年度における特定健康診査の実施率は、21.3%から24.0%に上昇したものの、第1期実施計画の目標値に比べ低い状況にあります。また、各年度において40歳～64歳の実施率が、65歳～74歳の実施率に比べて低くなっています。

特定健康診査実施率の推移

| 区分 | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 40歳～64歳 | 対象者 | 3,409人 | 3,394人 | 3,462人 | 3,508人 |
| | 受診者 | 551人 | 648人 | 661人 | 684人 |
| | 実施率 | 16.2% | 19.1% | 19.1% | 19.5% |
| 65歳～74歳 | 対象者 | 3,411人 | 3,488人 | 3,430人 | 3,528人 |
| | 受診者 | 899人 | 1,005人 | 1,003人 | 1,008人 |
| | 実施率 | 26.4% | 28.8% | 29.2% | 28.6% |
| 全体 | 対象者 | 6,820人 | 6,882人 | 6,892人 | 7,036人 |
| | 受診者 | 1,450人 | 1,653人 | 1,664人 | 1,692人 |
| | 実施率 | 21.3% | 24.0% | 24.1% | 24.0% |
| 第1期計画目標値 | | 53.0% | 56.0% | 59.0% | 62.0% |
| 県市町村国保平均実施率 | | 25.0% | 24.0% | 23.8% | 24.0% |

法定報告(平成20～23年度)

※ 法定報告:実施年度中に40歳～74歳となる葉山町国民健康保険加入者(年度途中で加入・脱退等移動のない者)のうち、妊産婦等除外規定の対象者(海外在住、長期入院等)を除いた者



(2) 特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率は、母数となる対象者数が少ないことから年度ごとに実施率にばらつきがあり、実施率の推移は安定したものとなっていません。

特定保健指導実施率の推移

| 区分 | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | |
|-------------|----------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 40歳～64歳 | 対象者 | 95人 | 94人 | 87人 | 95人 | |
| | 実施者 | 9人 | 33人 | 39人 | 27人 | |
| | 実施率 | 9.5% | 35.1% | 44.8% | 28.4% | |
| 65歳～74歳 | 対象者 | 156人 | 152人 | 129人 | 132人 | |
| | 実施者 | 45人 | 89人 | 70人 | 47人 | |
| | 実施率 | 28.8% | 58.6% | 54.3% | 35.6% | |
| 全 体 | 対象者 | 251人 | 246人 | 216人 | 227人 | |
| | 実施者 | 54人 | 122人 | 109人 | 74人 | |
| | 実施率 | 21.5% | 49.6% | 50.5% | 32.6% | |
| 第1期計画目標値 | | 9.0% | 18.0% | 27.0% | 36.0% | |
| 縣市町村国保平均実施率 | | 6.5% | 17.0% | 12.1% | 11.6% | |
| 全体 (再掲) | 積極的 支援 | 対象者 | 53人 | 58人 | 51人 | 56人 |
| | | 実施者 | 1人 | 14人 | 22人 | 13人 |
| | | 実施率 | 1.9% | 24.1% | 43.1% | 23.2% |
| | 動機 付け 支援 | 対象者 | 198人 | 188人 | 165人 | 171人 |
| | | 実施者 | 53人 | 108人 | 87人 | 61人 |
| | | 実施率 | 26.8% | 57.4% | 52.7% | 35.7% |

法定報告(平成20～23年度)

※ 実施者とは、特定保健指導の対象となった者のうち指導が終了した者

第3章 計画の達成目標

1 目標値の設定

国の基本指針やこれまでの特定健康診査等の実施状況を踏まえ、葉山町国保における目標値を次のとおり設定します。

| 区 分 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 国の基本指針 (市町村国保) |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 特定健康診査実施率 | 27.0% | 29.0% | 31.0% | 33.0% | 35.0% | 60.0% |
| 特定保健指導実施率 | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% |

(1) 特定健康診査の実施率の考え方

国の基本指針による平成29年度の特定健康診査実施率の目標値は、60%とされていますが、これまでの実績や受診率向上の取組みを踏まえ、毎年度2%の上昇を見込み、平成29年度の目標値を35%に設定します。

(2) 特定保健指導の実施率の考え方

国の基本指針による平成29年度の特定保健指導実施率の目標値は60%となっており、これまでの実績を踏まえ、毎年度60%に設定します。

2 対象者数（推計値）

(1) 特定健康診査

| 年齢区分別 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 40歳～64歳 | 対象者 | 3,462人 | 3,437人 | 3,438人 | 3,432人 | 3,416人 |
| | 受診者 | 768人 | 831人 | 900人 | 967人 | 1,031人 |
| | 受診率 | 22.2% | 24.2% | 26.2% | 28.2% | 30.2% |
| 65歳～74歳 | 対象者 | 3,661人 | 3,711人 | 3,713人 | 3,682人 | 3,651人 |
| | 受診者 | 1,154人 | 1,244人 | 1,319人 | 1,382人 | 1,443人 |
| | 受診率 | 31.5% | 33.5% | 35.5% | 37.5% | 39.5% |
| 全 体 | 対象者 | 7,123人 | 7,148人 | 7,151人 | 7,114人 | 7,067人 |
| | 受診者 | 1,922人 | 2,075人 | 2,219人 | 2,349人 | 2,474人 |
| | 受診率 | 27.0% | 29.0% | 31.0% | 33.0% | 35.0% |

※ 対象者の推計は、年齢別人口の推移と年齢別の加入割合をもとに算出

(2) 特定保健指導

| 区分別 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 積極的支援 | 対象者 | 58人 | 62人 | 67人 | 70人 | 74人 |
| | 実施者 | 34人 | 37人 | 39人 | 42人 | 44人 |
| | 実施率 | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% |
| 動機付け支援 | 対象者 | 192人 | 208人 | 222人 | 235人 | 247人 |
| | 実施者 | 115人 | 124人 | 133人 | 140人 | 148人 |
| | 実施率 | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% |
| 全 体 | 対象者 | 250人 | 270人 | 288人 | 305人 | 322人 |
| | 実施者 | 149人 | 161人 | 172人 | 182人 | 192人 |
| | 実施率 | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% |

※ 対象者の推計は、平成23年度までの特定健康診査の受診者数のうち特定保健指導の対象となった者の割合から算出

第4章 特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査

(1) 対象者

40歳以上の葉山町国民健康保険の被保険者を対象とします。

(2) 実施場所

対象者の利便性向上のため、逗子市と協力体制をとります。

- ・葉山町保健センター、逗子市保健センター等で集団健診を実施します。
- ・社団法人逗葉医師会加入の医療機関（葉山町内・逗子市内）で施設健診を実施します。

(3) 検査項目

特定健康診査の検査項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」（平成19年4月厚生労働省）に基づき、関係機関などと協議して必要な項目を追加しています。今後の厚生労働省からの指針などに応じて、検査項目を見直していきます。

| 項目 | 「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」における特定健診の必須項目 | 葉山町特定健康診査項目 |
|---|--------------------------------------|-------------|
| 診察 ● 問診 ● 計測（身長、体重、肥満度・標準体重、腹囲） ● 理学的所見（身体診察） ● 血圧 | ○ | ○ |
| 検尿 | | |
| 尿糖 | ○ | ○ |
| 尿蛋白 | ○ | ○ |
| 尿潜血 | | ○ |
| ウロビリノーゲン | | ○ |
| 血液検査 | | |
| 赤血球数 | □ | ○ |
| 白血球数 | | ○ |
| 血色素量 | □ | ○ |
| ヘマトクリット | □ | ○ |
| 平均赤血球容積 | | ○ |
| 平均赤血球血色素量 | | ○ |
| 平均赤血球血色素濃度 | | ○ |
| 血小板数 | | ○ |
| アルブミン | | ○ |
| 尿素窒素 | | ○ |
| クレアチニン | | ○ |
| 尿酸 | | ○ |
| GOT | ○ | ○ |
| GPT | ○ | ○ |
| γ-GTP | ○ | ○ |
| 総コレステロール | | ○ |
| 中性脂肪 | ○ | ○ |
| HDLコレステロール | ○ | ○ |
| LDLコレステロール | ○ | ○ |
| 動脈硬化指数 | | ○ |
| 空腹時血糖 | ■ | ○ |
| ヘモグロビンA1C | ■ | ○ |
| 心電図 | □ | □ |
| 眼底検査 | □ | □ |

□については、一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に、実施
 ■についてはいずれかの項目の実施でも可

(4) 実施時期・期間

集団健診は、5月から翌年の2月まで、葉山町保健センター、逗子市保健センター等で30回程度実施します。

施設健診は、4月から翌年の2月まで逗葉医師会加入の葉山町内及び逗子市内の30程度の医療機関で随時実施します。

(5) 健診委託先

集団検診は公益財団法人逗葉地域医療センターへ、施設検診は社団法人逗葉医師会へ外部委託を行います。

(6) 周知、案内の方法

対象者に特定健康診査受診券及び健診案内を送付します。また「広報はやま」やホームページ、ポスター掲示などで健診の周知を行います。

(7) 健診結果

健診結果については、実施医療機関から受診者に通知します。

(8) その他

対象者の受診の利便性の向上に努めます。

- 特定健康診査とがん検診、肝炎検査、骨粗しょう症検査などが同日受診できます。
- 土曜日や日曜日の集団健診実施を図ります。
- 健診会場にアンケートを設置し、受診者の意見を取り入れた健診に努めます。

2 特定保健指導

(1) 対象者及び実施内容

特定健康診査の結果により、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」（平成 19 年 4 月厚生労働省）に基づき実施します。

| 保健指導対象者の選定と階層化 | | | | | |
|------------------------|--------|---------|----------|-----------|------------|
| 腹囲 | 追加リスク | | ④喫煙歴 | 対象 | |
| | ①血糖 | ②脂質 ③血圧 | | 40-64歳 | 65-74歳 |
| ≥85cm(男性) ≥90cm(女性) | 2つ以上該当 | | / | 積極的 支援 | 動機付け 支援 |
| | 1つ該当 | | あり なし | | |
| 上記以外で BMI≥25 | 3つ該当 | | / | 積極的 支援 | 動機付け 支援 |
| | 2つ該当 | | あり なし | | |
| | 1つ該当 | | / | | |

(注) 斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

①血糖 a 空腹時血糖100mg/dl以上 又は b HbA1cの場合 5.2% 以上 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

②脂質 a 中性脂肪150mg/dl以上 又は b HDLコレステロール40mg/dl未満 又は c 薬剤治療を受けている場合 (質問票より)

③血圧 a 収縮期血圧130mmHg以上 又は b 拡張期血圧85mmHg以上 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

④質問票 喫煙歴あり (①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

※1 服薬中の者については、医療保険者による特定保健指導の対象としない。
 ※2 前期高齢者(65歳以上75歳未満)については、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とする。

| 「情報提供」の内容 | |
|------------------|---|
| 支援形態 | <p><主な手段></p> <ul style="list-style-type: none"> ●健診結果通知に合わせて情報提供用紙を配布。 ●IT等活用されていれば、個人用情報提供画面を利用。 |
| 支援内容 | <p><個別支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ●健診結果や健診時の質問票から、対象者個人に合わせて生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供。 ●特に問題とされることがない者に対しては、健診結果の見方や健康の保持増進に立つ内容の情報を提供する。 <p>【健診結果】健診の意義や健診結果の見方を説明する。また、健診結果の経年変化をグラフでわかりやすく示す。</p> <p>【生活習慣】内臓脂肪症候群や生活習慣病に関する基本的な知識や、具体的な生活改善方法の例示などを情報提供。対象者個人の健康状態や生活習慣にあわせて、重要度の高い情報を的確に提供することが望ましい。</p> <p>【社会資源】対象者の身近で活用できる社会資源情報も掲載する。</p> |

「動機づけ支援」の内容

| | |
|------|---|
| 支援形態 | <p>〈面接による支援〉次のいずれか</p> <p>●1人20分以上の個別支援 ●1グループ80分以上のグループ支援</p> <p>〈6か月後の評価〉次のいずれか</p> <p>●個別支援 ●グループ支援 ●電話 ●e-mail 等</p> |
| 支援内容 | <p>〈個別支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣と健診結果の関係の理解や生活習慣の振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識と対象者本人の生活が及ぼす影響、生活習慣の振り返り等から生活習慣改善の必要性を説明する。 ●生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて説明する。 ●栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導をする。 ●対象者の行動目標や評価時期の設定を支援する。必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援する。 ●体重・腹囲の計測方法について説明する。 ●生活習慣の振り返り、行動目標や評価時期について対象者と話し合う。 ●対象者とともに行動目標・行動計画を作成する。 <p>〈6か月後の評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。 |

「積極的支援」の内容

○初回時の面接による支援 ●1人20分以上の個別支援 又は ●1グループ80分以上のグループ支援
 ○3ヶ月以上の継続的な支援

| | |
|--------|--|
| 支援形態 | <p>●個別支援 ●グループ支援 ●電話 ●e-mail</p> <p>※継続的な支援に要する時間は、ポイント数の合計が180ポイント以上とする。</p> |
| 支援内容 | <p><u>支援A(積極的関与タイプ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実施状況の確認や必要に応じた支援をする。 ●栄養・運動等の生活習慣の改善に必要な実践的な指導をする。 <p>〈中間評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメント、必要時、行動目標・計画の設定を行う。 <p><u>支援B(励ましタイプ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●行動計画の実施状況の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。 |
| 支援ポイント | <p>合計180ポイント以上とする</p> <p>内訳:<u>支援A(積極的関与タイプ)</u>:個別支援A、グループ支援、電話A、e-mail Aで160ポイント以上</p> <p><u>支援B(励ましタイプ)</u>:個別支援B、電話B、e-mail Bで20ポイント以上</p> |

○6ヶ月後の評価

| | |
|------|------------------------------|
| 支援形態 | ●個別支援 ●グループ支援 ●電話 ●e-mail 等 |
| 支援内容 | ●身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて確認する。 |

引用資料：厚生労働省

「特定健診・保健指導の現行制度について（標準的な健診・保健指導プログラム（確定版より）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000027va5-att/2r98520000027vgo.pdf>

(2) 実施場所

葉山町保健センター等で実施します。

(3) 実施方法

保健師及び管理栄養士による指導を実施します。

(4) 周知、案内の方法

対象者には特定健康診査受診結果通知表と共に、指導案内と問診票を送付します。

(5) その他

- 指導案内郵送後に申し込みがない場合、電話などで勧奨し、確実な指導実施に努めます。
- 対象者の都合のつく日に指導日を調整する、電話相談・メール・手紙など指導ツールを選択するなど、効果的で利便性の高い指導を努めます。
- 過去に保健指導を受けた対象者については、これまでの生活習慣改善についての評価を行い、個別性のある、継続した指導を提供します。

第5章 個人情報の保護

1 個人情報の保護

特定健康診査等に係る個人情報は、個人情報の保護に関する法律、同法に基づくガイドライン、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、葉山町個人情報保護条例等に基づき厳重に管理します。特定健康診査等の受託者・代行機関においても、同様の対応を行うこととします。

外部委託機関や代行機関にあたっては、個人情報の厳重な管理、目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理していきます。

2 記録の保存

(1) 記録の保存方法

特定健康診査等の記録については、電磁的方式のデータにおいては、葉山町国民健康保険が管理するシステム及び、代行機関が管理するシステムで磁気的に記録・保管します。紙媒体等のデータについては葉山町国民健康保険が厳重管理します。

(2) 保存年限

特定健康診査・特定保健指導等に関する電磁的方式等により作成された記録の作成日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間保存します。

第6章 計画の公表、周知

1 計画の公表

特定健康診査等実施計画については、町ホームページにより公表するとともに、広報等で周知を図ります。

2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発方法

ホームページや広報に掲載するとともに、チラシの設置やポスターの掲示により特定健康診査等の普及啓発に努めます。

また、健康教室や町民団体との懇談会などにおいても特定健康診査等の普及啓発を行います。

第7章 計画の評価及び見直しの方法

計画の推進にあたっては、町が毎年度、特定健康診査、特定保健指導の実施結果を整理・分析し、特定健康診査実施率、特定保健指導実施率等の実績を評価していきます。

また、計画の進捗状況を葉山町国民健康保険運営協議会へ報告し、協議、評価し、実施方法などの見直しを行います。

平成 29 年度に、葉山町国民健康保険運営協議会における検討・評価等を踏まえ、次期計画の見直しを行います。

第8章 その他

本計画を効果的に推進するため、次のようなことがらに努めます。

- ・ 特定健康診査の周知をあらゆる機会を通じて行い、対象者の中でも特に 40～64 歳の受診者を増やし、生活習慣病の未然の防止に努めます。
- ・ 関係者会議（逗葉医師会・逗葉地域医療センター・逗子市など）を開催し、情報交換と受診体制の向上に努めます。
- ・ 健康増進事業と連携し、町の総合的な健康増進を目指します。
- ・ 保健師、管理栄養士など保健指導実施者の研修会への積極的な参加を促し、指導者の資質の向上と人材の確保を図ります。

第2期葉山町特定健康診査等実施計画

平成25年3月

発行 葉山町

企画・編集 葉山町保健福祉部健康増進課

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

TEL. 046-876-1111 (代表) FAX. 046-876-1717